

令和元年度児童虐待防止対策に係る主な取組状況

1 児童虐待防止アクションプランに係る関係機関等の取組状況調査【継続】

(1) 郵送調査

ア 調査時期

令和元年5月

イ 調査対象

- ・ 市町村
- ・ 県（福祉総合相談センター及び各児童相談所、広域振興局保健福祉環境部等、教育委員会事務局学校調整課、警察本部生活安全部生活安全企画課）
- ・ 一般社団法人岩手県医師会、一般社団法人岩手県歯科医師会、公益社団法人岩手県看護協会、一般社団法人岩手県助産師会

(2) ヒアリング

ア 調査時期

令和元年9月～令和2年2月

イ 調査対象

平成30年度と同様に、本報告内容や市町村の規模を勘案した上でヒアリングを行う市町村を選定し、ヒアリングを行っているところです。

さらに、今年度においては、取組の促進が特に必要と思われる市町村を中心に選定するなど、平成30年度包括外部監査結果（指摘）も踏まえて実施しています。

【参考】平成30年度包括外部監査

児童虐待防止アクションプランの取組率について、取組むべきにも関わらず取り組んでいない県関係機関が含まれている項目については、速やかに100%に達するよう努めていく必要がある。

また、取り組んでいない市町村が含まれている項目については、当該市町村に対して、県が取組を促していく必要がある。

2 「ストップ・子ども虐待」キャンペーン

令和元年度も引き続き、オレンジリボン街頭キャンペーンを実施し、鉄道駅舎へのポスター掲示、テレビ・ラジオ等を通じた情報発信を実施予定。

この他、「女性に対する暴力をなくす運動」（パープルリボンキャンペーン）についても11月に実施することから、オレンジリボンの配布物品の中にDV防止のチラシを同封するなど、若者女性協働推進室と協力して啓発活動を行う予定。

3 岩手県子ども虐待防止フォーラム

(1) 実施日

11月7日（木） 13時30分～16時15分

(2) 実施場所

プラザおでって おでってホール（盛岡市中ノ橋通1丁目1-10）

(3) 内容

ア テーマ

ネグレクト家庭への支援

イ 構成

- ・ 活動報告（ネグレクト支援に係る取組） 2～3事例
- ・ 総括講演（（仮）「ネグレクトの現状と支援」）
講師 子どもの虹情報研修センター 研修部長 中垣 真通 氏

4 児童虐待に関する児童相談所と警察の連絡会議及び合同訓練

(1) 連絡会議

令和元年7月23日(火)

(2) 合同訓練

令和元年11月22日(金)

5 児童福祉司等義務研修

(1) 児童福祉司任用前講習会

(前期) 令和元年6月24日(月)～26日(水)

(後期) 令和元年7月16日(火)～17日(水)

(2) 児童福祉司任用後研修

(第1期) 令和元年8月5日(月)～6日(火)

(第2期) 令和元年9月2日(月)～3日(火)

(第3期) 令和元年10月7日(月)～8日(火)

(3) 児童福祉司スーパーバイザー研修(受講者:4名)

子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターへの委託

(4) 要保護児童対策地域協議会調整担当者(市町村職員)研修

(前期) 令和元年11月20日(水)～22日(金)

(後期) 令和元年12月2日(月)～3日(火)

6 児童福祉施設等職員向け児童虐待対応研修

令和元年度も引き続き、児童養護施設等の職員が研修を通じて、児童虐待への適切な対応や未然防止のための知識・技術を習得できるような内容として開催する予定。

7 医療従事者向け児童虐待防止研修

令和元年度も引き続き、医療従事者及び歯科医療従事者を対象とした研修を開催する予定。

8 RIFCR™(リフカー)研修

子どもの周囲にいる大人が、性虐待・身体的虐待・ネグレクト・DVの目撃等、人には話しづらい経験をしたことが疑われる子どもに対してどのように面接し、何を聞くべきで、何を聞くべきではないかということ半構造化した面接プロトコルを習得するもの。

児童相談所職員等の専門性の向上を図るため、平成30年度9月補正で予算化したものであり、令和元年度も引き続き実施する予定(開催日:令和元年10月15日(火))。

9 警察との連携強化(警察本部への岩手県児童相談所情報管理システムの導入)

児童虐待対応に関する児童相談所と警察の相互の連携を強化し、重篤な事案の防止や早期発見により児童の安全確保を図ることを目的として、平成30年9月18日に警察本部生活安全部と協定を締結。

更に、本協定に基づく児童虐待事案に関する情報共有の迅速化を図るため、今般、警察本部(生活安全部生活安全企画課)に「岩手県児童相談所情報管理システム」を導入し、本年8月から稼働開始したところです。

10 その他

(1) 岩手県社会的養育推進計画の策定

ア 策定の趣旨

家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境の下で養育されるための取組などを推進することを目的として、国の通知に基づき策定するものです。

イ 策定の背景

(ア) 平成 26 年度に「岩手県家庭的養護推進計画」（H27～R11 の 15 年間）を策定し、里親への委託や施設の小規模化等を推進

(イ) 今般、「新しい社会的養育ビジョン（H29 年 8 月）」及び「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（H30 年 7 月）」が国から示され、現行の家庭的養護推進計画を見直し、次の事項を盛り込んだ社会的養育推進計画を今年度中に策定

- ・ 里親等への委託を進める「家庭養育優先原則」を徹底
- ・ これが適当でない場合は、できる限り良好な家庭的環境として施設の小規模かつ地域分散化を推進
- ・ 里親委託率の国の目標（乳幼児 75%、就学後 50%）が示され、都道府県が地域の実態を踏まえて目標を設定
- ・ 代替養育を必要とする子ども数の見込み、里親等への委託の推進に向けた取組等、「社会的養育ビジョン」に盛り込まれた内容を網羅する計画として策定

(2) 児童相談所の改築等

ア 宮古児童相談所

改築に向けて、今年度、基本・実施設計を行うこととしています。

イ 福祉総合相談センター

一時保護所の環境改善を図るため、洋室化等に係る改修を行う予定です。

(3) 会議

ア 岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会

昨年 4 月に発生したネグレクトによる死亡事案について、検証報告の提言に対する県や市町村の取組状況等について報告（令和元年 9 月 18 日（水））。

イ 岩手県要保護児童対策地域協議会

令和元年 9 月 30 日（月）